

令和 6 年度発達障害のある児童生徒等に対する支援事業
(効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業)
成果報告書

実施機関名（三重県教育委員会）

1 問題意識・提案背景

本県で通級による指導を受ける児童生徒は、年々増加している（小・中学校における通級設置数：令和元年度 74 教室、令和 6 年度 122 教室）。小・中学校で通級による指導を受ける多くの児童生徒が高等学校に進学していることから、高等学校においてもますます通級による指導の需要は高まるものと考えられる。

【通級による指導を受けている児童生徒数】

（毎年度 5 月 1 日現在）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	教室数	61	63	65	72	80	85	90	99
	児童数	811	800	882	896	1,006	988	1,066	1,269
中学校	教室数	6	7	9	14	16	18	21	23
	生徒数	61	79	83	126	178	195	235	297
高等学校	教室数	－	－	1	1	2	2	3	4
	生徒数	－	－	13	13	26	25	35	44
合計	教室数	67	70	75	87	98	105	114	126
	児童生徒数	872	879	978	1,035	1,210	1,208	1,336	1,610

しかし、通級による指導を実施している高等学校の設置校数は 4 校に留まっている。高等学校における通級による指導の実施について、有識者等から発達障害支援や自立活動に関して指導・助言を受けて、実施校をサポートする通級指導専門性充実検討会議を設置しているが、その会議において、通級による指導の導入に関する課題として、「通級による指導を担当した経験のある教員、特別支援教育や発達障害支援等についての研修を受けた教員が少ない」「通級による指導を実施している高等学校において、通級による指導担当教員と担任の教員、教科担当の教員等との間で、十分に連携ができていない状況があり、通級による指導担当教員の不安や負担感につながっている」などが挙げられた。

本県では、発達障害支援に係る支援体制の充実のために、国事業の委託を受け、これまで取組を進めてきた。

委託年度	事業名
平成 28、29 年度	通級による指導担当教員等専門性充実事業
平成 30、31 年度	発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業
令和 2、3、4 年度	経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業
令和 5、6 年度	効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業

2 目的・目標

(1) 高等学校における巡回指導の実施

巡回指導を担当する教員として、どのような立場の者が実施すれば効果的・効率的な指導につながるかを検証する。

(2) 高等学校における巡回指導を効果的に進めるための校内支援体制の整備

巡回先である高等学校の教員間の連携を強化するための校内支援体制の整備に係る具体的な手立てを構築する。

(3) 高等学校における巡回指導に関する教員等への効果的な理解啓発の方法

通級による指導の必要性や具体的な方法、効果等を示すなど、巡回先である高等学校の教員等への理解啓発を図る。

(4) 通級による指導担当教員の専門性向上のための研修等の機会の充実及び通級による指導等の担当教員に係るサポート体制の構築

通級による指導担当教員について、経験年数ごとの発達障害支援に係る研修プログラムを大学等と連携して実施する。また、発達障害支援に係る指導的立場となる教員「発達障害支援メンター（※1）」を養成する。

※1：「発達障害支援メンター」は、国の事業を活用して養成した発達障害支援に係る指導的立場となる教員であり、経験の浅い教員等に対して指導・助言を行う。

3 実施体制

(1) 運営協議会

ア 参加メンバー

所属・職名
三重大学教育学部教授
発達障害支援員スーパーバイザー（※2）
三重県立子ども心身発達医療センター・副センター長
三重県立かがやき特別支援学校・校長
三重県立かがやき特別支援学校・教諭（発達障害支援メンター）
三重県立みえ夢学園高等学校・教諭（発達障害支援メンター）
三重県子ども・福祉部・障がい福祉課・主任
三重県教育委員会事務局・研修推進課・研修主事
三重県教育委員会事務局・高校教育課・指導主事
三重県教育委員会事務局・特別支援教育課・指導主事

※2：「発達障害支援員」は、三重県の会計年度任用職員で、心理士等の資格を有する者であり、高等学校からの要請により教員への指導・助言、保護者の相談への対応、生徒のアセスメント等を実施している。「発達障害支援員スーパーバイザー」は、発達障害支援員に対して指導・助言を行う。

イ 開催実績

回	実施日	検討内容等
1	令和6年 6月 28日 (オンライン会議)	・令和6年度の実施計画書に基づく、スケジュール及び取組の具体的な進め方の確認 ・令和5年4月から現在に至るまでの取組の進捗状況の共有及び取組方法の課題について協議
2	令和6年 12月 17日 (オンライン会議)	・令和6年7月から現在に至るまでの取組の進捗状況の共有及び取組方法の課題について協議 ・巡回指導担当者についての比較検証の方法について検討(アンケート及び聞き取りの実施方法) ・令和7年度に実施する具体的な取組方法について検討
3	令和7年 3月 5日 (オンライン会議)	・令和6年 12月 から現在に至るまでの取組の進捗状況の共有及び取組方法の課題について協議 ・巡回指導担当者についての比較検証の方法について検討(アンケート及び聞き取りの実施方法) ・令和6年度の取組の成果と課題の共有 ・令和7年度に実施する具体的な取組方法の確認

(2) 巡回指導スーパーバイザーの指名

ア 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

元鳥取少年鑑別所長、元宮川医療少年院長（平成21年3月退官）、三重県教育委員会発達障害支援員スーパーバイザー、四日市市教育委員会教育支援課スーパーバイザー、宇部フロンティア大学臨床教授、日本LD学会代議員・編集委員、特別支援教育士スーパーバイザー（学会連携資格）

イ 配置状況・活動内容

- ・発達障害支援員スーパーバイザーは、巡回指導担当者（発達障害支援員、特別支援学校の教員、高等学校の教員）に対して、発達障害支援に係る困難なケースについて指導・助言する。
- ・通級指導専門性充実検討会議において巡回指導について指導・助言する。
- ・運営協議会に参加し、巡回指導や発達障害支援に係るサポート体制について指導・助言する。

(3) 専門家の活用

ア 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

- ・三重大学教育学部教授
日本特殊教育学会、日本LD学会、日本児童青年精神医学会、日本犯罪心理学会、日本教育心理学会 各会員 等
- ・皇學館大学教育学部准教授
臨床心理士、学校心理士、上級教育カウンセラー、ガイダンスカウンセラー 等
- ・発達障害支援員スーパーバイザー

イ 配置状況・活動内容

- ・三重大学教育学部教授は、発達障害支援メンター養成のための研修に係る講義等を行う。また、各地域における発達障害支援に係る困難なケースについて、発達障害支援メンターと連携・協力して指導・助言する。
- ・皇學館大学教育学部准教授は、通級指導専門性充実検討会議において巡回指導に係る具体的な指導方法等について指導・助言する。

4 取組概要・成果（※ 取組全体の概要図については、別添参照。）

(1) 巡回指導を効果的かつ効率的に実施するための方法や体制整備等の検討・実証

ア 取組内容

A「発達障害支援員」、B「特別支援学校の教員」、C「高等学校の教員」が巡回指導の指導者を担当し、どのような立場の者が巡回指導を担当すれば、効果的かつ効率的に巡回指導を実施することができるのかを検証する。通級による指導を受けている生徒と関わりのある教員を対象に、指導開始時と約6か月後にアンケート調査及び聞き取りを行い、その効果を比較して、体制整備について検討する。

なお、モデル構築事業としての巡回指導のため、指導者に兼務発令をしておらず、単位認定は行わない。

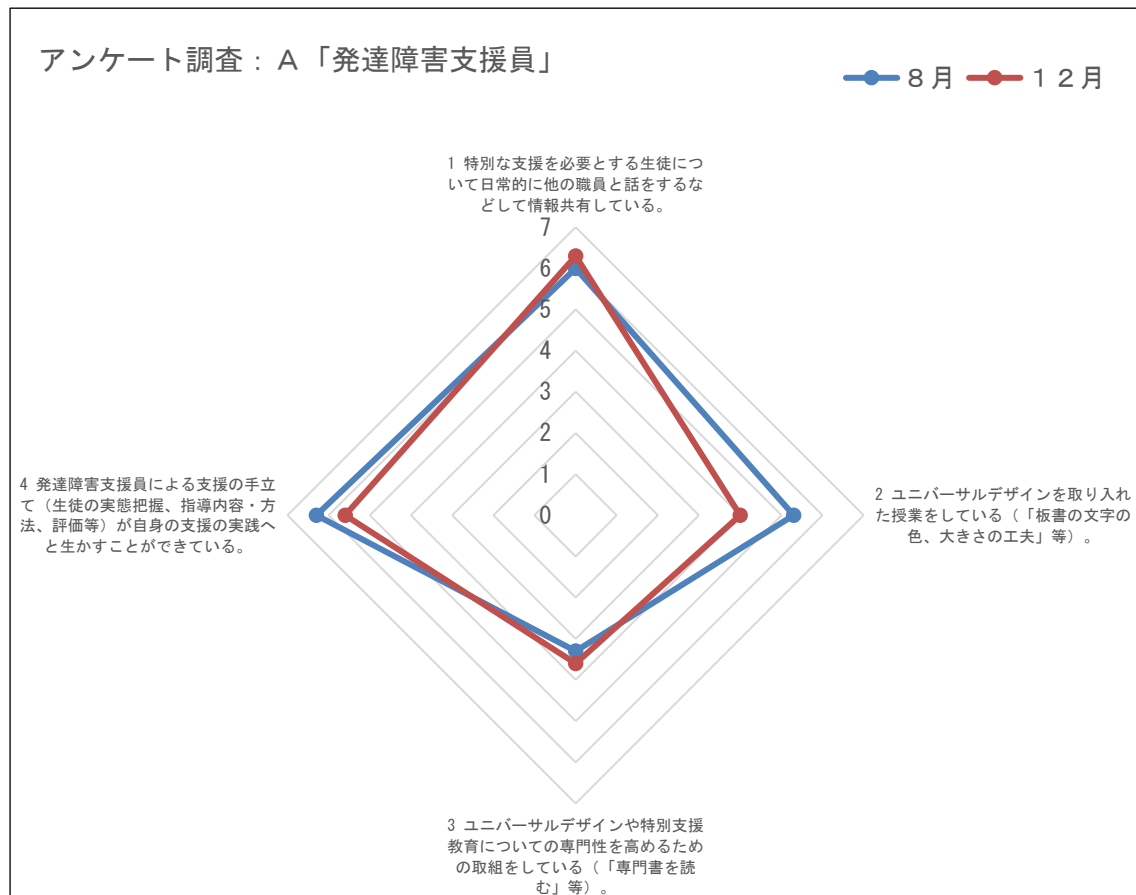
アンケート調査は「非常にあてはまる」7点、「あてはまる」6点、「少しあてはまる」5点、「どちらともいえない」4点、「少しあてはまらない」3点、「あてはまらない」2点、「全くあてはまらない」1点の選択肢から回答する7件法とし、指導者がA「発達障害支援員」、B「特別支援学校の教員」それぞれの場合における回答の平均値を比較の対象とする。

	指導者	方法
A	発達障害の専門性のある <u>発達障害支援員</u>	特別な支援が必要な生徒に対して専門的な知識や経験を持ち、要請に応じて高等学校を巡回して相談等を行う発達障害支援員（教員免許保有）が巡回指導を行う。
B	特別支援教育に関して専門性のある <u>特別支援学校の教員</u>	特別支援教育に関する知識・技能を有し、自立活動の指導の経験がある特別支援学校の教員が巡回指導を行う。
C	生徒の実態を理解している <u>高等学校の教員</u>	高校生と日常的に接し、コミュニケーションスキルや気持ちのコントロールなどの状況を理解する高等学校の教員が巡回指導を行う。

番号	質問内容
1	特別な支援を必要とする生徒について日常的に他の職員と話をするなどして情報共有している。
2	ユニバーサルデザインを取り入れた授業をしている（「板書の文字の色、大きさの工夫」等）。

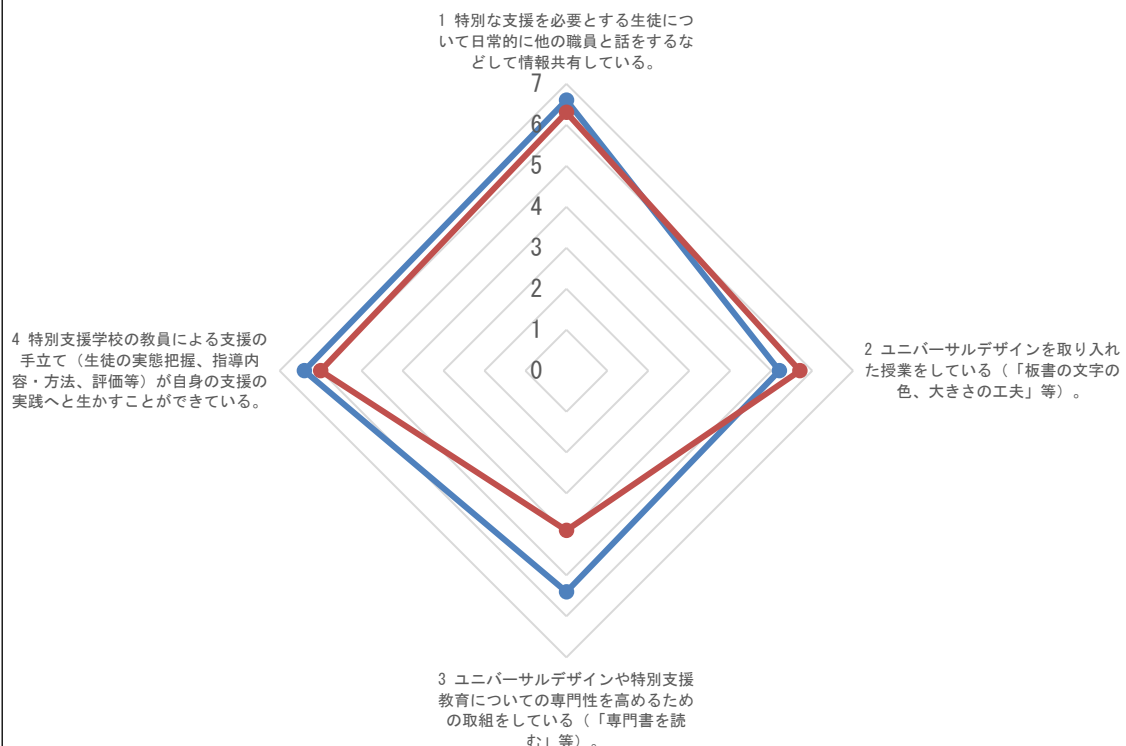
3	ユニバーサルデザインや特別支援教育についての専門性を高めるための取組をしている（「専門書を読む」等）。
4	（「発達障害支援員」もしくは「特別支援学校の教員」）による支援の手立て等が自身の支援の実践へと生かすことができている。

イ 取組成果



アンケート調査：B「特別支援学校の教員」

● 8月 ● 12月



令和6年度は、A「発達障害支援員」及びB「特別支援学校の教員」について、それぞれ異なる学校において巡回指導を実施し、比較検証した。

アンケート調査の回答を指導開始時と約6か月後とで比較すると、A「発達障害支援員」については、質問番号1、3において数値がやや上昇した。一方、質問番号2、4においては数値が下降し、特に質問番号2では1.3ポイント下降した。

B「特別支援学校の教員」については、質問番号2において数値がやや上昇した。一方、質問番号1、3、4においては数値が下降し、特に質問番号3では1.3ポイント下降した。

A「発達障害支援員」及びB「特別支援学校の教員」について、質問番号3の回答が、他の質問と比較して低い数値となっている点が共通していた。

12月のアンケート調査に併せて、指導者及び巡回先校の教員を対象に実施した聞き取りの内容は以下のとおりである。

聞き取り：A「発達障害支援員」

① 指導者（発達障害支援員）

- ・多くの高等学校において様々な実態の生徒と面談をしているため、短時間で的確に生徒の実態を把握することができる。
- ・発達障害支援員は県に4名しかいないため、通級による指導の実施校が増えたり、通級による指導を受ける生徒の人数が増えたりすると対応できない。

② 巡回先校の教員

- ・発達障害の専門的な立場の人に指導してもらえるため、質の高い指導を生徒に提供することができ、保護者からの信頼も得られやすい。
- ・発達障害支援員のスキルを他の教員がすぐに身に付けることは難しいため、通級による指導での実践を通常の授業へと十分に生かすことができていない。

聞き取り：B「特別支援学校の教員」

① 指導者（特別支援学校の教員）

- ・特別支援学校で勤務しているため、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成や自立活動の指導の経験があり、専門性が生かしやすい。
- ・高等学校への地域支援の実績が少ない教員では、生徒の実態や高等学校での教科指導等についてイメージを持ちにくい。

② 巡回先校の教員

- ・校種は違うが同じ教員という立場であるため、疑問に感じたことなどを気軽に質問することができる。
- ・自分が通級による指導を担当しているわけではないため、特別支援学校の教員から支援の手立て等を学んでも、通常の授業において実践することが難しい。

<考察>

A「発達障害支援員」について、質問番号1、3において数値がやや上昇したのは、発達障害支援員の特別な支援を必要とする生徒に対する専門的な知識や高等学校を巡回する経験の多さが、巡回先校における教員等の理解啓発に有効に働いたためと考えられる。質問番号2、4においては数値が下降しており、巡回先校における教員等の特別な支援を実施することの必要性についての理解が深まっている一方で、授業等の場面において具体的な実践へと移すには至っていないことが示された。発達障害支援員は、生徒との対話を通して実態（発達の偏り）を把握し、自己理解を促すという手立てで指導をしている。この専門的な知識等を生かした巡回指導の手立てが、通常の学級での授業における支援の手立てへと生かしにくい方法であったと考えられる。なお、巡回先校の教員からの聞き取りにおいても同様な回答が得られた。

B「特別支援学校の教員」について、質問番号2において数値がやや上昇したのは、特別支援学校の教員が普段実施しているユニバーサルデザインを取り入れた授業を、巡回指導でも実施しており、巡回先校の教員が授業の参観を機に、自身の授業においてユニバーサルデザインを取り入れることに有効に働いたためと考えられる。質問番号1、3、4においては数値が下降しており、特に質問番号3では大きく下降している。これは特別支援学校の教員が、巡回指導における取組状況等をまとめた通信を月に2回作成し、巡回先校において情報共有を行ったことで、指導の手立てなどが載った通信を読むことが、専門書を読むことに代わる働きをしたためと考えられる。また、巡回先校の教員からの聞き取りにも「校種は違うが同じ教員という立場であるため、疑問に感じたことなどを気軽に質問することができる」とあり、特別支援学校の教員に対する質問のしやすさや回答の得や

すさも数値の下降に影響を与えていると考えられる。

(2) 通級指導担当教員及び指導的立場の教員等の育成

ア 取組内容

通級指導担当教員を育成するために、経験年数ごとの発達障害支援に係る研修プログラムを実施する。三重大をはじめ計7大学の教授等を講師に招き、対面形式、オンライン形式、オンデマンド形式で各ステージに応じた研修を受講することができる。

指導的立場の教員を育成するために、第3期発達障害支援メンター養成研修（令和6、7年度の2年間）を実施する。精神疾患、認知行動療法等についても取り上げ、専門的かつ実践的な内容の研修を受講することができる。

通級指導担当教員の育成に係る経験年数に応じた研修の各ステージ
＜第1ステージ＞通級による指導経験年数が0～2年 ・発達障害の可能性のある児童生徒の特性や実態の把握に基づく指導・支援を行うことができるもの ・他の教職員と連携・協力しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができるもの
＜第2ステージ＞通級による指導経験年数が3～5年 ・発達障害の可能性のある児童生徒の特性や実態を把握し、指導内容や指導方法を工夫して適切な指導・支援を行うことができるもの ・教職員間の共通理解を図りながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができるもの
＜第3ステージ＞通級による指導経験年数が6年以上 ・発達障害の可能性のある児童生徒の特性や実態に応じた指導・支援を、地域や関係機関と連携し、適切に行うことができるもの ・教職員間の共通理解を深めながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができるもの

イ 取組成果

① 通級指導担当教員の育成を目的とした研修

昨年度よりも高等学校の教員の受講者数が増え（令和5年度3人／令和6年度8人）、通級による指導の実施について検討している高等学校の教員も受講するなど、より多くの教員の専門性を高めることができた。また、小・中学校の通級指導担当教員との情報交換を通して、校種を超えた「縦」の連携について取組を進めることができた。

＜受講者数＞

	小学校	中学校	高等学校
第1ステージ	54人	14人	8人
第2ステージ	34人	9人	0人
第3ステージ	8人	1人	0人

＜講座数及び研修内容の一例＞

	講座数	研修内容の一例（講師）
第1ステージ	11	・言語通級指導の実践について （鈴鹿市立玉垣小学校 教諭） ・みえ夢学園高等学校における通級による指導 （県立みえ夢学園高等学校 教諭）
第2ステージ	11	・読み書き・コミュニケーションに困難のある子どもの支援 （立命館大学産業社会学部 教授） ・医療と教育の連携 （県立子ども心身発達医療センター 副センター長）
第3ステージ	16	・コミュニケーション症群 （三重大大学教育学部 教授） ・不安障害及び強迫性障害 （三重大大学教育学部 教授）

② 指導的立場の教員の育成を目的とした研修

第3期発達障害支援メンター養成研修を15回実施し（令和6年度実施分）、受講者の発達障害支援に係る専門性、経験の浅い教員等への指導に係る専門性を高めることができた。また、既に研修を修了している第1、2期発達障害支援メンターは、通級指導担当教員を対象とした研修の講師を複数回務めるなど、本事業を通して育成した指導的立場の教員を効果的に活用することができた。

＜受講者数＞

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教育委員会
6人	1人	2人	5人	3人

＜講座数及び研修内容の一例＞

	講座数	研修内容の一例（講師）
第3期発達障害支援メンター	15	・ボーダーラインと検査結果の解釈 （三重大大学教育学部 教授） ・発達障害児への薬物治療 （三重大大学教育学部 教授）

(3) 巡回先となる学校における校内支援体制の構築

ア 取組内容

高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした会議等において、校内全体で支援する体制を整備することの必要性や校内の教員、外部支援員等との連絡調整の方法について説明し、理解を促す。

巡回指導のサポート校として特別支援学校を指定し、校内支援体制の整備をサポートする。また、校内支援体制を構築するにあたり外部支援員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、発達障害支援員、就職実現コーディネーター等）と連携することの必要性について説明する。

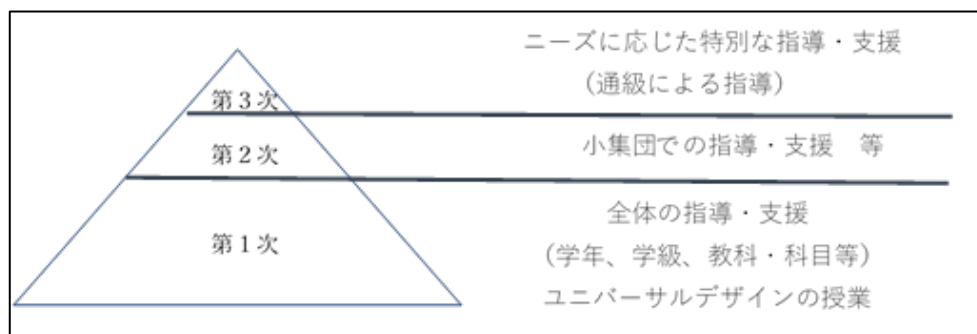
学校	役割等
拠点校	年間指導計画や個別の指導計画等の作成に関する助言とともに、巡回先校の生徒の実態把握や指導方法等について情報共有するなど、巡回先校と連携・協力する。
巡回先校	連絡・調整する担当教員（※３）を１名指名し、三層の構造による校内支援体制（※４）の整備を進めるため、通常の学級や教科担当の教員との連携に取り組む。また、拠点校の巡回指導担当教員とサポート校である特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの連絡・調整を行う。
サポート校	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、巡回先校の生徒の実態把握や個別の教育支援計画・個別の指導計画等の作成について助言するとともに、拠点校の巡回指導担当教員の相談への対応や、巡回先校の校内支援体制の整備をサポートする。

※３：特定の教員に負担が偏ることのないよう、校内体制を考えて校長が特別支援教育コーディネーター及び通常の学級の担任、学年主任等から指名する。

※４：巡回先校は、特別な支援を必要とする生徒の実態に応じた指導・支援に学校全体で取り組み、三層の構造による校内支援体制を構築する。

- 第１次…全ての生徒にとってわかりやすいユニバーサルデザインの視点の授業づくり
- 第２次…小集団での指導・支援
- 第３次…ニーズに応じた指導「通級による指導」

【参考】通級による指導の校内支援体制のイメージ図



巡回先校は、拠点校の巡回指導担当教員の指導を踏まえ、生徒が得たスキルを通常の学級でも発揮することができるよう、特別支援教育コーディネーターを中心として通常の学級の担任や教科担当の教員との連携を図るために、第３次（通級による指導）の支援及び情報共有を更に密にすることで、効果的な校内支援体制を整備する。

イ 取組成果

特別支援教育コーディネーターを対象とした会議の中で、各校の校内支援体制の状況について情報交換する場を設け、校内の教員や外部支援員等との調整連絡の方法について協議し、校内支援体制の整備に係る課題を整理することができた。また、第2回会議においては県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター会議と合同で開催し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターから校内体制の整備について助言を得る機会を設けることができた。

回	実施日	情報交換のテーマ
1	令和6年5月17日 (オンライン)	校内における研修会を進めるにあたり、課題と感じていること
2	令和6年10月7日 (対面) ※県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター会議と合同開催	「生徒の卒業後の生活が豊かになるよう、在学中に生徒が身に付けておくべき力」を身に付けさせるために、学校において具体的に取り組んでいること。また、その取組において課題と感じていること。
3	令和7年1月17日 (オンライン)	配慮を必要とする生徒の支援についての校内での共有方法及び共有に伴う課題

サポート校である特別支援学校の教員が、特別な支援を必要とする生徒への支援方策等について学級担任等へ助言することで、三層の構造による支援についての理解を促すことができた。また、通級による指導に限らず、特別支援学校のセンター的機能の活用について、高等学校への理解を図るためのチラシを配付し、高等学校から特別支援学校への支援の依頼を促すことができた。

(4) 巡回先校における教員等の理解啓発

ア 取組内容

巡回指導担当教員が通級による指導の取組状況（授業内容、生徒の変容等指導の効果）をまとめた通信を作成し、巡回先校のすべての教員と情報を共有することで、特別支援教育への理解を促す。

県教育委員会が巡回先校の校内研修で通級による指導の必要性、県内における他校の取組状況、サポート体制等、特別支援教育の推進に係る説明を行う。

イ 取組成果

通信で情報共有することにより、校内において通級による指導の必要性を感じる教員が増えた。また、巡回指導の指導者と特別支援教育コーディネーターだけでなく、学級担任、養護教諭と密に取組状況を確認するなど連携を深めることができた。

県教育委員会からの説明を機に他の高等学校の通級による指導を担当する教員等との情報共有を開始するなど、県内における高等学校同士の連携を促すことができた。また、巡回先校以外の高等学校に対して、通級による指導を実施している高等学校で

の取組や大学の障害学生支援センターでの支援の取組等を紹介することで、県内の全ての高等学校における特別支援教育の推進に係る理解を深めることができた。

<第2回高等学校特別支援教育コーディネーター会議 講演>

実施日	令和6年10月7日
講師	三重大学障害学生支援センター 講師
テーマ	大学における障害学生支援と高大接続について
主な内容	・障害のある学生の在籍状況の推移 ・「障害」とは何か：障害の社会モデル ・「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮」 ・「合理的配慮」と教育の質保証 ・三重大学における障害学生支援 ・建設的対話をもとにすすめる合理的配慮

5 今後の課題と対応

(1) 巡回指導を効果的かつ効率的に実施するための方法や体制整備等の検討・実証

C「高等学校の教員」による巡回指導の実施ができていないため、A「発達障害支援員」及びB「特別支援学校の教員」との比較検証ができていない。また、教員用アンケートでは、「発達障害支援員及び特別支援学校の教員による支援の手立て等が自身の支援の実践へと生かすことができている」という質問について、回答の平均値が高いのに対し、教員からの聞き取りでは、通常の授業へと十分に生かすことができている旨の回答が得られるなど、教員用アンケートの結果と教員からの聞き取り内容について、やや乖離が生じているため、教員用アンケートの内容について再度検討する必要がある。令和7年4月よりC「高等学校の教員」を指導担当者とした巡回指導を新たに開始し、継続して実施するA「発達障害支援員」及びB「特別支援学校の教員」を指導担当者とした巡回指導との比較検証を行う。また、教員や生徒からのアンケート及び聞き取りを実施し、三者が指導することの利点を整理する。

(2) 通級指導担当教員及び指導的立場の教員等の育成

通級指導担当教員の育成を目的とした研修では、昨年度よりも高等学校の教員の受講者数は増えたが、小・中学校の教員の受講者数と比較するとかなり少ない。また指導的立場の教員の育成を目的とした研修を受講した発達障がい支援メンター第1、2期の教員を講師として活用した研修の実施回数も少ない。そこで、通級指導担当教員の育成を目的とした研修について、関係会議等の場で研修の必要性等を周知し、受講を促す。また、発達障がい支援メンター第1、2期の教員の活用についても、関係会議等の場で有用性等を周知し、講師依頼等を促す。

(3) 巡回先となる学校における校内支援体制の構築

校内全体で支援する体制を整備することの必要性について、特別支援教育コーディネーター、該当生徒の担任等の理解は深められたが、該当生徒の教科指導等に関わらない教員の通級による指導や校内支援体制への理解はまだ十分ではない。そこで、県教育委員会

が巡回先となる学校を訪問し、管理職に対して校内支援体制の現状を聞き取るとともに、課題の解決に向けて協議する。また、校内全体で支援する体制を整備することの必要性について、校内全ての教員を対象とした説明会を行い、理解を深める。

(4) 巡回先校における教員等の理解啓発

通級による指導の必要性を感じる教員は増えてつつあるが、理解はまだ十分ではない。そこで、県教育委員会が引き続き巡回先校を訪問し、理解啓発のために説明を行うとともに教員と情報交換を行う。また、通級による指導を実施していない学校に対しても通級による指導を実施することや特別支援教育を推進することで期待される、対象生徒、担任、学校及び地域等への効果等を伝え、理解啓発を行う。

6 問い合わせ先

- (1) 組織名 三重県教育委員会
- (2) 担当部署名 特別支援教育課
- (3) TEL 059-224-2961